

入札説明書

(趣旨)

第1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、本入札説明書、物件調書をよくお読みになり、現地をご確認のうえ入札に参加してください。

(入札参加資格)

第2 次に掲げる者は、入札に参加できません。

また、市有財産を売却する際の入札参加資格(購入資格)として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを長野県警察本部に照会、確認することとしておりますのでご承知ください。

- (1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者。
- (2) 当該入札に係る公有財産(物件)に関する事務に従事する本市の職員。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- (4) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった者。

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- (5) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者。

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

(入札参加申込)

第3 入札参加希望者は、次の書類を申込期限までに総務部財政課管財契約係まで提出してください。

- (1) 入札参加申込書（共有の場合は連名）
- (2) 誓約書（共有の場合は申込者ごと）
- (3) 役員等一覧（法人の場合）
- (4) 印鑑証明書（直近3カ月以内に発行のもの。）

2 郵送の場合は、書留とし、申込期限までに到達したものを有効とします。

(現地説明会)

第4 物件の現地説明会を1月26日（金）午前10時00分から行います。（概ね1時間以内）

2 現地説明会に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項をご承知のうえ入札に参加しているものとみなします。また、必ず現地を直接ご確認ください。

(持参書類)

第5 入札の当日は、次の書類を必ず持参してください。

- (1) 入札書（共有の場合は連名）
- (2) 委任状（代理人の場合）

入札参加申込書に記載の本人以外（代理人）が入札に参加する場合は、入札申込者本人の委任状が必要です。

（共有の場合で全員が入札に参加できない場合、欠席者は委任状が必要です）

- (3) 入札保証金の納入通知書兼領収書。入札保証金を事前に市発行の納付書により金融機関で納付し、その領収書を必ずお持ちください。（入札保証金については次を参照してください。）

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとし、その方法は次のとおりとします。

- (1) 事前に市発行の納付書により金融機関で納付する。（入札申込受付後に納付書を郵送します。なお、金融機関の納付手数料はかかりません。）

2 落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しませんが、落札者以外の入札参加者の入札保証金は、入札終了後に還付するものとし、その方法は次のとおりとします。

- (1) 還付請求書に基づき、入札者の指定する金融機関口座へ還付する。（手続き上、口座振込みまで一定の日数を要しますのでご了承ください。）

3 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、入札参加者はその支払いを請求することができません。

4 入札後、落札者が契約を結ばない場合には入札保証金は還付しません。

(入札)

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入

の上、実印で押印してください（共有名義の入札の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。）。

- 2 金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。
- 3 代理人が入札する場合は、入札書の入札者住所氏名を記入（入札者の押印は要りません。）するとともに、代理人の住所氏名を記入のうえ押印してください。
- 4 入札書は、入札執行者の指示により提出してください（封筒は不要です。）。
- 5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札書の無効）

第8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印（入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの）のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 郵送による入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が、入札金額の100分の5以上に達しない場合の当該入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第9 開札は、入札場所において直ちに、入札参加者立ち会いにより行います。入札参加者が開札に立会わない場合には、市が指定した職員を立会いさせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

- 2 開札した結果、落札者がある場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、また落札者がいない場合はその旨を、直ちに入札参加者へお知らせします。

（開札結果の公表）

第10 入札番号と物件の所在地及び落札金額については、落札決定後公表することがあります。

- 2 落札者に関する情報については、落札者が個人の場合、前第9の2によるほかは、須坂市個人情報保護に関する法律等施行規則（令和4年12月13日規則第41号）により公表しませんが、落札者が法人の場合は契約締結後法人名のみ公表することがあります。

（落札者の決定）

第11 落札者は、市が事前に公表する最低売却価格（予定価格）以上の最高価格を入札した者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、同価入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを

引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

(契約の締結)

- 第 12 落札者は、落札決定後 別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。
- 2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

(契約保証金)

- 第 13 落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を、市が発行する納付書により納付しなければなりません。この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
- 2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還します。
- なお、落札者は契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。
- また、落札者の申し出により、返還すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

(売買代金の納付)

- 第 14 売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、市が発行する納付書により指定した期日までに全額納付しなければなりません。
- 2 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

(所有権の移転等)

- 第 15 売買代金を完納したときに所有権が移転します。
- 2 所有権の移転登記は、土地については所有権移転登記請求により、市が行います。
- 3 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- 4 所有権移転登記に必要な住所証明書として住民票（直近 3 カ月以内に発行のもの。法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））を提出してください。

(個人情報の取扱い)

- 第 16 入札参加申込の際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

(入札の中止等)

- 第 17 入札は、市の都合により延期又は中止することがあります。